

同志社女子大学の研究所の研究者に関する内規

2004年 4月 1日制定

2007年 9月 12日改正

2008年 1月 16日改正

2008年 11月 12日改正

2011年 3月 10日改正

2016年 2月 10日改正

(専任研究者)

第1条 専任研究者は、毎年度始めに研究計画を同志社女子大学総合文化研究所（以下「研究所」という。）の所長（以下「所長」という。）に届け出るとともに当該年度の終りにはその研究の経過を、所長を経て学長に報告しなければならない。

第2条 専任研究者は、原則として毎年1回は研究所紀要（以下「紀要」という。）又は同志社女子大学学術研究年報（以下「年報」という。）その他に研究業績を公表しなければならない。

第3条 専任研究者は、固有の義務遂行に支障のない範囲で所長の許可を得て、学部の授業又は大学院の研究指導を担当することができる。この場合、担当時間数は1週6時間を限度とする。

第4条 専任研究者は、所長の承認を得て、本学研究プロジェクト又は学外研究機関の共同研究に参加することができる。

第5条 専任研究者は、原則として研究所の事業に従事するものとする。ただし、第3条・第4条に定める用務に関わる時間を除く。

(専従研究者)

第6条 専従研究者の資格は、研究開始時点で本学に満1年以上在職している満63歳未満の専任教員とする。

第7条 専従研究者の期間は、原則として6カ月又は1カ年とし、人員は年間2名とする。

第8条 専従研究者は、所定の出願書類に記載され、評議会で承認された研究又は調査に専従するものとする。

第9条 専従研究者には、研究期間中、「同志社給与規程」に基づき、本俸・家族手当・大学院手当・期末手当・住宅手当を支給する。また、「教員個人研究費取扱要領」に基づき、教員個人研究費を支給する。

第10条 専従研究員は、研究期間中、所属学部学科等における通常の職務の全部又は一部を免除される。ただし、研究期間中は本学以外において兼職してはならない。

第11条 専従研究員を希望する者は、所定の出願書類を整えて、前年度の4月末日までに所属長を経て所長に提出しなければならない。

第12条 専従研究員は、所定の期間終了後3カ月以内にその研究又は調査に関する成果報告書を決算報告書とともに所長を経て学長に提出しなければならない。また、1カ年以内に研究成果を紀要、年報、又は学会等において公表しなければならない。ただし、学会等において公表する場合には、論文の別刷又は学会発表要旨等を所長に提出しなければならない。

なお、論文又は学会発表要旨等には、本学より国内研究助成 B を受けた旨明記すること。

第13条 専従研究員は研究期間中、病気その他の事由により研究の遂行が困難と認められる場合には、その研究助成を停止されることがある。

(兼担研究員)

第14条 兼担研究員の期間は、原則として1カ年とする。

第15条 研究助成金、研究奨励金を受けた者を兼担研究員とする。

第16条 兼担研究員(「同志社女子大学教員の研究助成に関する内規」第5条第3号(二)に規定する「研究プロジェクト」及び第6条第2項に規定する「芸術研究奨励金」に係る兼担研究員は除く。)は、所定の期間終了後3カ月以内にその研究又は調査に関する成果報告書を決算報告書とともに所長を経て学長に提出しなければならない。また2カ年以内に研究成果を紀要、年報、又は学会等において公表しなければならない。ただし、学会等において公表する場合には、論文の別刷又は学会発表要旨等を所長に提出しなければならない。

なお、論文又は学会発表要旨等には、本学より研究助成金、研究奨励金を受けた旨明記すること。

2 研究プロジェクトに係る兼担研究員は以下のとおり研究成果を公表しなければならない。

- i 所定の期間終了後3カ月以内にその研究又は調査に関する成果報告書を決算報告書とともに所長を経て学長に提出すること。
- ii 研究期間終了後2カ年以内に、研究代表者は研究課題に基づき全てのサブテーマをまとめた総合論文を紀要に投稿すること。

同時に、各構成メンバーは担当するサブテーマについて筆頭執筆者として個別に論文を紀要に投稿することを原則とするが、年報又は学会等の学術雑誌(以下「学

術雑誌」という。)に投稿して、掲載された場合にはこの限りではない。この場合、当該論文には本学より研究助成金(研究プロジェクト)を受けた旨が明記されていること。

なお、学術雑誌に掲載された場合には論文の別刷を所長に提出すること。

iii ii で公表された成果をもとに研究所公開講演会等の学外に公開されている講演会において研究成果を公表すること。

3 芸術研究奨励金に係る兼担研究員は所定の期間終了後3カ月以内に成果報告書を決算報告書とともに所長を経て学長に提出しなければならない。

なお、研究奨励金交付の対象となったりサイタル及び演奏会等の開催案内等には、本学より研究奨励金を受けた旨明記すること。

(研究員応募の要件)

第17条 過去に専従研究員、兼担研究員であった場合には、第12条、第16条を遵守している者であること。その遵守事項を怠った場合は、以後5年間は応募できない。

(事務)

第18条 この内規に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。

(内規の改廃)

第19条 この内規の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この内規は、2016年4月1日から施行し、2011年度研究員から適用する。